

議案第27号

七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について

七飯町子ども・子育て応援基金条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町子ども・子育て応援基金条例

(設置)

第1条 子育て世帯が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進し、町の未来を担う子どもたちが健やかに成長することができる環境を整備するため、七飯町子ども・子育て応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算で定める金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子育て支援、教育支援その他子ども施策に関する事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

2 前項に規定するもののほか、金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法

律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条において同じ。)が発生したときは、基金を本町の債務の償還に充てることができる。

(基金に属する現金の保全)

第7条 町長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができる。

2 前項の規定により相殺した場合には、相殺した金額の現金を基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。